

明豊会とは…

明豊会は別府大学附属高等学校・明星高等学校と明豊高等学校の卒業生が会員となり、前身校の同窓会を受け継いで、平成14年より活動を行っています。また、会員相互の親睦をはかり、学校の方針に協力し、明豊高等学校の将来の隆昌をはかることを目的としています。

活動内容は、3年に1度の総会の開催や、上位大会出場ならびに優秀な成績をおさめた在校生や卒業生への奨励金の授与、学校の行事等への参加、同窓会会報誌の発行を行っています。

明豊高等学校同窓会「明豊会」会則

(名 称)

第1条 本会は明豊高等学校同窓会（明豊会）と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、本校の方針に協力し、あわせて明豊高等学校の隆昌をはかる援助を目的とする。

(事 業)

第3条 本会はその目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会報および会員名簿の発行
- (2) 学校の教育事業に協力
- (3) 正会員及び在校生の研究活動の援助
- (4) その他本会の目的達成に必要と認められた事業

(機 関)

第4条 本会は本部を明豊高等学校内に置く。

(会 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 次の学校を卒業したもの
豊州女学校・昭和実践女学校・豊州高等女学校・大分女子高等学校・自由ヶ丘高等学校・別府大学附属高等学校・明星高等学校・明豊高等学校
- (2) 準会員 上記の学校に在学したことがあり、会長が会員として適当であると認めたもの
- (3) 賛助会員 上記の学校の現・旧職員

(役 員)

第6条 1. 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 若干名
 - (4) 事務局長 1名 (5) 事務局次長 1名 (6) 常任理事 若干名 (7) 理事 若干名
 - (8) 会計 2名 (9) 監事 2名 (10) 顧問及び事務局役員 若干名
2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代行する。
 4. 常任理事は事業を企画し、会務を統括する。
 5. 理事は理事会に出席し、会務に関する事項を審議決定する。
 6. 会計は本会の会計を処理する。
 7. 監事は会務を監査する。
 8. 事務局長は会長の指示を受け、本会の運営を企画し会務を処理する。
 9. 本会に顧問を置くことができる。

(役員の出選および任期)

- 第7条
1. 会長、副会長、監事、事務局長、会計は理事会において推薦し総会の承認を得るものとする。
 2. 理事は、原則として卒業期ごとに2名以上選出し、会長の推薦により総会の承認を得るものとする。
 3. 常任理事は、理事の中から会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
 4. 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 5. 顧問は、常任理事で推薦する。

(総 会)

- 第8条
1. 本会は3年に1回、定期総会を開き会務を報告する。ただし、次の場合、臨時に総会を開くことができる
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事会より請求のあったとき
 2. 総会は本会運営に関する最高の意思決定機関であり、その決議は出席者の過半数以上賛成で効力を発する。
ただし、日常的な事業ならびに緊急処理を要する事項については、理事会の決定をもってこれに代えることができる。

(理事会および常任理事会)

第9条 理事会および常任理事会は会長が必要と認めたとき、これを招集する。

(会費および会計年度)

- 第10条
1. 本会の会計は会費及び寄付金を持ってこれにあてる。
 2. 会費は入会にあたり、入会金 10,000 円を卒業時前に納入するものとする。
 3. 正会員は会費を納めるものとする。準会員はこれに準じる。
 4. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会員の義務)

第11条 会員は住所その他異動を生じたときは、その都度本部に通知するものとする。

(規約改正)

第12条 本会則の改正は総会の議決を要する。

(附 則)

- (1) この会則の施行に関して必要な事項は、細則をもってこれを決める。
- (2) この会則は平成13年9月12日から施行する。
- (3) 本会則は、平成20年4月1日一部改正。
- (4) 本会則は、平成29年7月8日一部改正。

明豊高等学校同窓会「明豊会」細則

(慶弔見舞金規定)

第1条 この規程は、本会役員その家族に慶弔のあったときの慶弔金および見舞金の支給について定めたものである。

第2条 (受給資格)

この規程の適用は、会則に定める役員の内、次の職にあたる者とする。

- (1) 名誉会長 (2) 会長 (3) 副会長 (4) 事務局長 (5) 事務局次長
(6) 常任理事 (7) 会計 (8) 監事 (9) 顧問及び事務局役員

第3条 (支給事項の範囲及び金額)

慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----------|
| ① 役員本人の結婚 (結婚祝金) | 10,000 円 |
| ② 役員本人の1ヵ月を超える入院 (入院見舞金) | 10,000 円 |
| ③ 役員本人の死亡 | 10,000 円 |
| ④ 役員本人の家族の死亡 (一親等に限る) | 10,000 円 |
| ⑤ その他必要と認められたとき | |